

議 長 日程第2「議案第39号松田町町営住宅基金条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、委員会報告を朗読させていただきます。令和2年2月10日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月9日、1月20日及び2月10日に委員6名中全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和元年第4回議会定例会において付託された議案第39号松田町町営住宅基金条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、松田町町営住宅基金条例について、条ごとに趣旨等の説明を受け、さらに松田町住宅整備事業における30年間の大規模修繕計画及びシミュレーション等を使用した収入、支出、起債償還金等の説明を受け、条例の実効性を詳細に審査しました。

審査の結果、今後、恒久的な町営住宅事業のため必要な条例と判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

(1) 毎年500万円の基金積み立てを予定しているが、毎年度の行政需要に対する財源を精査し、行政サービスの低下を招かないように積立額を決定すること。

(2) 維持管理費等の中には、本来町負担でなく、入居者や施設管理者が費用負担すべきものが含まれているので精査し、整理して算出すること。

(3) 毎年、年度収支の報告を議会に行うこと。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号松田町町営住宅基金条例に対する委員長の報告は、可決です。議案第39号松田町町営住宅基金条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。